

通っていたら高額な健康食品を次々買わされた

～高齢者の心隙を狙う悪質な手口にご注意ください！～

【相談事例】

10年近く前から移動型店舗に通っている。店内では、若い従業員が親切にお茶やコーヒーを出してくれて世間話をした後に、高額な健康食品を勧められ、断れずにいくつも購入してきた。もう支払えない。(80歳代女性)

この事例では、消費者センターから販売方法や過量販売の問題点を強く指摘して事業者から、なんとか購入履歴を出させることができた直近1年分(約110万円)の返金を受けることができました。



「SF商法」と呼ばれ、商店街の空き店舗などを会場にして、最初は安価の商品を販売し、販売トークで一種の催眠状態にして、高額な健康器具や健康食品などを販売するものですが、最近では、事例のように、通ってくる高齢者に個別に声をかけて買わせるものが増えています。

また、広告を配布して、パンや卵などの安売りで高齢者を集めるものも多くなっています。

店舗へ通い続けると顔見知りになり、言葉巧みに勧誘されると、断り切れなくなる場合があります。安易に、そのような場所へ行かないようにしましょう。店舗に行ってしまった場合は、勧誘されても必要がなければ、きっぱり断りましょう。

また、会場に足を運ぶことを楽しみにしている高齢者も多く、周囲の見守りが大切です。

困ったときは、一人で悩まず、大阪市消費者センターにご相談ください。

◆大阪市消費者センターからのお知らせ

●消費生活相談専用電話
06-6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188 (イヤヤ!)」でも繋がります



消費生活
相談窓口

大阪市内にお住まいの方に限ります。
毎日 10時～17時、12/29～1/3を除く



地域講座
のご案内

●地域講座のご案内
06-6614-7522

無料で講師を派遣し、消費者トラブルの未然防止や、被害にあった時の対処法などを、わかりやすく解説する講座です。

